

## 検査業務エリア料金規程

### 第1条 (趣旨)

この規程は、別に定める「富士建築センター株式会社確認検査業務手数料規程」・「富士建築センター株式会社適合証明業務手数料規程」(以下「手数料規程」という。)に基づき、富士建築センター株式会社(以下F.B.C.という。)が実施する確認検査業務・適合証明業務に係るエリア料金について必要な事項を定める。

### 第2条 (エリア料金の計算方法)

エリア料金は、最も経済的な通常の経路及び方法により検査対象現場へ移動した場合の交通費及び日当等を加味し地域区分に応じ定める。

2. 但し、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって検査対象現場へ移動し難い場合には、第4条の規程に代えて、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費を加味することができる。
3. 手数料規程に基づき、F.B.Cと申請者の間で別途手数料について契約した場合には、その内容によりエリア料金を計算する。

### 第3条 (エリア料金)

エリア料金は、F.B.C.検査員等職員1名につき、次の表に定めるものとする。

但し、地域4、地域5、地域6及び地域7については、最寄駅から現地まで徒歩で20分以上要する場合は、実費交通費として5,500円(税抜金額5,000円)を加算する。なお、確認検査業務に係るものには消費税等を課さない。

地 域	エリア料金 (円)	備 考
地域 0	0	東京都 (23区)  神奈川県 (川崎市・横浜市)
地域 1	2,200円 (税抜金額 2,000円)	<b>東京都</b> (稲城市・国立市・国分寺市・小平市・東久留米市・西東京市・調布市・多摩市・小金井市・府中市・三鷹市・武蔵野市・狛江市・町田市・清瀬市・東村山市・東大和市・武蔵村山市・立川市・昭島市・日野市・八王子市)  <b>神奈川県</b> (相模原市・藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・座間市・綾瀬市・海老名市・高座郡寒川町・鎌倉市・逗子市・三浦郡葉山町・横須賀市・厚木市・伊勢原市・平塚市・秦野市・愛甲郡愛川町／清川村・中郡大磯町／二宮町・津久井郡城山郡／津久井町／藤野町・足柄上郡中井町・三浦市)  <b>埼玉県</b> (和光市・戸田市・蕨市・鳩ヶ谷市・川口市)  <b>千葉県</b> (市川市・浦安市)
地域 2	5,500円 (税抜金額 5,000円)	<b>東京都</b> (青梅市・あきる野市・福生市・羽村市・西多摩郡瑞穂町／日の出町)

		<p><b>神奈川県</b>  (小田原市・足柄上郡大井町／松田町／開成町／山北町・南足柄市・足柄下郡箱根町／真鶴町／湯河原町)</p> <p><b>埼玉県</b>  (さいたま市・春日部市・越谷市・川越市・ふじみ野市・富士見市・狭山市・入間市・所沢市・志木市・朝霞市・新座市・草加市・八潮市・三郷市・吉川市・入間郡三芳町・北葛飾郡松伏町)</p> <p><b>千葉県</b>  (習志野市・千葉市・八千代市・佐倉市・四街道市・印西市・野田市・流山市・我孫子市・柏市・船橋市・松戸市・鎌ヶ谷市・白井市)</p>
地域 3	11,000 円 (税抜金額 10,000 円)	<p><b>東京都</b>  (西多摩郡奥多摩町／檜原村)</p> <p><b>埼玉県</b>  (幸手市・久喜市・鴻巣市・蓮田市・東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・飯能市・北本市・桶川市・上尾市・北葛飾郡栗橋町／鷺宮町／杉戸町／庄和町・南埼玉郡菖蒲町／白岡町／宮代町・北足立郡伊奈町／吹上町・北埼玉郡騎西町・比企郡吉見町／川島町)</p> <p><b>千葉県</b>  (成田市・印旛郡印旛村／栄町／酒々井町／本埜村・富里市・八街市・市原市・袖ヶ浦市・木更津市)</p>
地域 4	16,500 円 (税抜金額 15,000 円) + 追加料金 5,500 円(税抜金額 5,000 円) 最寄駅から現地まで徒歩で 20 分以上要する場合は、実費交通費として加算いたします。	<p><b>茨城県</b>  (水戸市・笠間市・東茨城郡茨城町／大洗町・鉾田市・小美玉市・石岡市・桜川市・筑西市・結城市・結城郡八千代町・古河市・下妻市・猿島郡五霞町／境町・坂東市・常総市・つくば市・土浦市・かすみがうら市・行方市・鹿嶋市・神栖市・潮来市・稲敷郡阿見町／河内町／美浦村・稲敷市・牛久市・つくばみらい市・龍ヶ崎市・取手市・守谷市・北相馬郡利根町)</p> <p><b>埼玉県</b>  (加須市・羽生市・行田市・熊谷市・深谷市・秩父市・本庄市・北埼玉郡北川辺町／大利根町・比企郡滑川町／嵐山町／鳩山町／小川町／ときがわ町・入間郡毛呂山町／越生町・大里郡寄居町・秩父郡長瀨町／皆野町／小鹿野町／横瀬町／東秩父村・児玉郡神川町／上里町／美里町)</p> <p><b>千葉県</b>  (香取市・香取郡神崎町／多古町／東庄町・銚子市・旭市・匝瑳市・山武郡大網白里町／九十九里町／芝山町／横芝光町・山武市・東金市・長生郡一宮町／白子町／長生村／長南町／長柄町／睦沢町・茂原市・いすみ市・夷隅郡夷隅町／大多喜町／大原町／御宿町／岬町・勝浦市・君津市・富津市・鴨川市・安房郡鋸南町・南房総市・館山市)</p> <p><b>静岡県</b>  (小山町・御殿場市・裾野市・三島市・長泉町・清水町・沼津市・函南町・熱海市・伊豆の国市・伊東市・伊豆市)</p>

		<b>山梨県</b> (上野原市・大月市・都留市・富士吉田市・笛吹市・甲州市・山梨市・甲府市・南都留郡・北都留郡)
地域 5	22,000 円 (税抜金額 20,000 円) + 追加料金 5,500 円(税抜金額 5,000 円) 最寄駅から現地まで徒歩で 20 分以上要する場合は、実費交通費として加算いたします。	<b>茨城県</b> (ひたちなか市・那珂市・東茨城郡城里町・那珂郡東海村・日立市・常陸太田市・常陸大宮市・北茨城市・高萩市・久慈郡大子町)  <b>静岡県</b> (東伊豆町・河津町・西伊豆町・下田市・松崎町・南伊豆町・富士市・富士宮市・静岡市・藤枝市・焼津市・島田市・吉田町・川根本町)  <b>山梨県</b> (甲斐市・北杜市・韮崎市・中央市・南アルプス市・中巨摩郡・南巨摩郡)
地域 6	27,500 円 (税抜金額 25,000 円) + 追加料金 5,500 円(税抜金額 5,000 円) 最寄駅から現地まで徒歩で 20 分以上要する場合は、実費交通費として加算いたします。	<b>静岡県</b> (浜松市・森町・掛川市・菊川市・牧之原市・御前崎市・袋井市・磐田市・湖西市)  <b>群馬県</b> <b>長野県</b> <b>栃木県</b>
地域 7	33,000 円 (税抜金額 30,000 円) + 追加料金 5,500 円(税抜金額 5,000 円) 最寄駅から現地まで徒歩で 20 分以上要する場合は、実費交通費として加算いたします。	<b>福島県</b> <b>新潟県</b>

#### 第4条 (エリア料金の見直しと改定)

前条のエリア料金は、適宜見直しを行い改定することができる。

(附則)

この規程は 平成 13 年 2 月 1 日 より施行する。

平成 17 年 12 月 1 日 出張料金変更

平成 18 年 3 月 1 日 法改正(評価料金 消費税課税対象に変更)により料金変更

平成 18 年 8 月 22 日 出張料金変更

平成 19 年 4 月 27 日 確認検査業務・適合証明業務との調整により出張料金変更

平成 19 年 10 月 1 日 検査業務出張費規程から検査業務エリア料金規程へ名称変更

平成 21 年 4 月 1 日 エリア料金の見直し

日当と交通費に分かれて表示していたが、一つにまとめて、エリア料金とする。

埼玉県、千葉県のエリアの見直し

- 平成 21 年 6 月 23 日 登録建築物調査業務にも適応
- 平成 22 年 8 月 1 日 ①エリア料金の見直し  
料金区分けを変更する  
茨城県・静岡県・山梨県のエリア区分けを見直す  
②第 3 条(エリア料金の種類)を削除
- 平成 22 年 11 月 1 日 社名変更
- 平成 26 年 4 月 1 日 消費税率変更
- 平成 31 年 1 月 8 日 静岡県のエリア区分けを見直す
- 平成 31 年 9 月 27 日 消費税抜き金額に変更
- 令和 3 年 1 月 1 日 「地域 1」のエリア料金を見直し、「地域 0」を新設  
住宅性能評価に係る記載を削除
- 令和 3 年 4 月 1 日 消費税込金額に変更  
確認検査業務に係るエリア料金非課税の記載追加